

## ➤ 藤沢市介護職員等研修受講料補助金のお知らせ

# 介護職員初任者研修・介護支援専門員実務研修 受講料の一部を補助します！

介護職員初任者研修又は介護支援専門員実務研修を修了し、次に示す条件で藤沢市内の指定介護保険サービス事業所・指定障がい福祉サービス事業所（以下「介護事業所等」といいます。）に6か月以上就労した方（ただし、派遣職員は除く。）に、研修受講料の一部を補助します。

### ✔ 補助金額

① 令和5年4月から **市内在住者は上限50,000円、**  
**市外在住者は上限20,000円**を補助します！

### 研修受講料の3分の2以内（上限あり） ※消費税額は対象外

① 補助対象経費を、次の計算方法で算出します。

$$\{ \text{研修受講料（税込）} - \text{消費税額} - \text{他機関からの補助額} \} \times 2/3$$

② 上限額を確認します。 ※上限額は、補助金交付申請時の住所地によって決定します。

補助金交付申請時に市内に住所を有する方	上限50,000円
補助金交付申請時に市外に住所を有する方	上限20,000円

③ ①と②の低い方の金額が補助金額となります。


※ 補助金額の算出にあたり、1円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

※ 同一の研修につき、補助は1人1回限りとなります。

## ≡ 申請の流れ

- ① 提出書類を、申請期間内（※）に介護保険課へ提出します。
- ② 申請書類の内容審査後、補助金交付の可否について通知書が送られてきます。
- ③ 通知書に同封された請求書を、指定された請求期限までに、提出します。
- ④ 請求書に記載した金融機関の口座に、補助金が振り込まれます。

※ 補助を受けることができる方の要件に該当した日から、3か月以内。（詳細は次ページ）

 **令和5年4月から市外在住者も補助対象になりました！**

### ●介護職員初任者研修修了者


- ① 介護職員初任者研修修了後1年以内に介護事業所等に新たに**介護職員として**就労（※1、2）した方
- ② 同一法人が運営する介護事業所等で、介護職員としての就労期間が6か月経過した方
- ③ 補助金交付申請時に同一法人が運営する介護事業所等に、**引き続き介護職員として**就労している方（※3）

- ※1 「介護職員」とは、直接介護を行う職員をいい、単なる事務職員や清掃員、自動車運転員は含みません。
- ※2 研修修了日時時点で既に就労中の場合と、現に勤務する介護事業所等内又は介護事業所等を運営する法人内の異動等により介護職員として勤務することとなった場合を含む。
- ※3 就労先の運営法人が直接雇用契約を締結し、雇い入れた職員をいう。派遣職員は対象外。

### ●介護支援専門員実務研修修了者

- ① 介護支援専門員実務研修修了後1年以内に介護事業所等に新たに**介護支援専門員として**就労（※1）した方
- ② 同一法人が運営する介護事業所等で、介護支援専門員としての就労期間が6か月経過した方
- ③ 補助金交付申請時に同一法人が運営する介護事業所等に、**引き続き介護支援専門員として**就労している方（※2）



- ※1 研修修了日時時点で既に就労中の場合と、現に勤務する介護事業所等内又は介護事業所等を運営する法人内の異動等により介護職員として勤務することとなった場合を含む。
- ※2 就労先の運営法人が直接雇用契約を締結し、雇い入れた職員をいう。派遣職員は対象外。

 いずれも、補助金交付申請時に納期の到来している市税の滞納がある方は対象外となります。

### 提出書類

- ① 藤沢市介護職員等研修受講料補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 研修修了証明書の写し等、研修を修了したことが確認できるもの
- ③ 就労証明書等、介護事業所等への就労状況が確認できるもの
- ④ 研修受講料の領収書等

- ※ 他の機関等から当該研修の受講料について補助を受けている場合にあっては、その補助に係る額が確認できるもの
- ※ ①、③は、右のQRコードからダウンロードできます。

 ダウンロード  
 QRコード



## ⌚ 就労期限の考え方

例：4月1日に研修修了

研修修了日	起算日	就労期限
4/1	4/2	翌年 4/1
	← 1 年 以 内 →	

⚠ 研修修了日の翌日を起算日とし、起算日から1年以内に就労していること。

## ⌚ 申請期間の考え方

例1：4月1日に研修修了、5月1日から要件で示した職として就労開始

研修修了日	就労開始日	要件を満たす日	申請期限
4/1	5/1	10/31	翌年 1/30
	← 6 か 月 →	← 3 か 月 以 内 →	
			申請可能期間

例2：要件で示した職として既に就労しており、5月1日に研修修了

研修修了日	研修修了日翌日	要件を満たす日	申請期限
5/1	5/2	11/1	翌年 1/31
	← 6 か 月 →	← 3 か 月 以 内 →	
			申請可能期間

⚠ 申請期限が土・日・祝休日、年末年始にあたる場合は、直前の開庁日が申請期限です。

## 🕒 研修修了から補助金がもらえるまで

研修修了から補助金がもらえるまでのイメージは次のとおりです。

研修修了日	研修修了日翌日	就労開始日	要件を満たす日	申請期限	交付
	就労期限		就労必要期間	申請可能期間	審査期間
	← 1 年 以 内 →		← 6 か 月 →	← 3 か 月 以 内 →	← 1 か 月 程 度 →



## よくある質問

### ●補助対象（要件）について

- Q 1 就業先である介護事業所等の所在地が市外にあり、その運営法人の所在地が市内の場合は、補助対象になりますか。
- A 1 対象にはなりません。就業先の介護事業所等の所在地が市内であることを要件としています。なお、就業先の介護事業所等の所在地が市内であれば、運営法人の所在地は市外でも問題ありません。
- Q 2 研修修了後、介護事業所等に6か月以上継続して就業しましたが、現在は転職して、別法人が運営する他の市内介護事業所等で勤務しています。転職先の介護事業所等では、まだ6か月以上継続して勤務していませんが、この場合は補助対象になりますか。
- A 2 対象にはなりません。申請日において、同一の市内介護事業所等に6か月以上継続して就業していることを要件としています。ただし、同一法人が運営する市内介護事業所等への異動は対象となります。
- Q 3 自分はサービス付き高齢者向け住宅に就労していますが、補助対象になりますか。
- A 3 対象にはなりません。介護事業所等に就労していることを要件としています。

### ●提出書類について

- Q 4 領収書や研修修了証明書は、原本を提出する必要がありますか。
- A 4 写しで問題ありません。なお、就労証明書は原本を提出してください。
- Q 5 研修受講料の領収書がないのですが、どうしたらよいですか。（例：クレジットカード、口座振込、払込取扱票等で支払った。領収書を紛失してしまった。など。）
- A 5 原則として領収書の添付が必要なため、受講先に領収書の発行を依頼してください。やむを得ず、発行ができない場合は、金額・日付等が記載された、支払いの事実が証明できる書類をご提出ください。なお、1枚で網羅できない場合は、複数の書類を組み合わせ提出してください。

### ●その他

- Q 6 申請から補助金をもらえるまでどのくらい期間を要しますか。
- A 6 申請をしてから概ね1か月程度です。申請書類に不備があれば、さらに時間を要します。
- Q 7 請求書の口座名義が申請者本人のものではない場合は、どのようにしたらよいですか。
- A 7 委任状を作成してください。様式は問いませんが、誰が・誰に・どの内容を委任するのかを明記してください。



## お問い合わせ先

藤沢市介護保険課 TEL0466-50-8270 FAX0466-50-8443  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎2階